

障害福祉分野で働いてみませんか？

障害福祉分野就職支援金のご案内

障害福祉職員の「障害福祉分野就職支援金」とは

- ▶ 障害福祉のお仕事に就職するための準備経費に係る費用について、**最大20万円**をお貸しします。
- ▶ 貸付金は2年間障害福祉サービスの業務に従事することで、**返還が全額免除**されます。

<p>たとえば、 このような費用に ご利用いただけます。</p> <p>※この他にもご利用いただける費用がありますので、詳細は下のお問い合わせ先でご確認ください。</p>		
		
転居に伴う費用	通勤用自転車・バイク等購入費	研修会受講料や図書費、 介護福祉士試験受験手数料等

ご利用条件について

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 次の研修（※1）を受講し、修了した方（※2）及び介護福祉士資格をお持ちの方
○介護職員初任者研修 ○居宅介護職員初任者研修 ○障害者居宅介護従事者基礎研修
○重度訪問介護従事者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること）
○同行援護従事者養成研修（基礎、応用を受講すること） ○行動援護従事者養成研修 等
- (2) 令和3年4月以降、障害福祉サービスを提供する事業所等に障害福祉職員として就労した若しくは就労を予定している方
- (3) 障害福祉分野で障害福祉職員としての勤務経験がない方
- (4) 就労するまでの間に福祉マンパワーセンター等において求職登録を行った方（※3）
- (5) 障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出した方
- (6) 再就職準備金又は介護分野就職支援金の貸付を受けたことがない方

※1 所定の研修については、お問い合わせ先でご確認ください。

※2 就労と同時に研修を受講し、事後に研修修了証を提出すれば対象となりますので、事前にお問い合わせ先にご相談ください。

※3 令和3年4月から令和3年10月に就労した方については、申請時にご登録ください。

返還の免除について

障害福祉職員の業務に2年間従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

申請の流れについて

① 求職登録
貸付申請

② 就職
活動

③ 就労先
決定(※)

④ 就職(内定・決定)
「証明書」の提出

⑤ 送金

※就労先決定後にも、要件を満たす場合には貸付申請を行うことができます。

申請方法について

- ◎障害福祉職員として就労するまでの間(※)に、福祉マンパワーセンター・高崎市福祉人材バンク・太田市福祉人材バンクのいずれかで求職登録を行い、福祉人材センターへ貸付申請に必要な書類を提出してください
- ◎書類の審査を行い、貸付決定となった方は貸付契約を行います



- ◎就労先の決定後、「就職(内定・決定)証明書」を提出してください



- ◎書類の審査を行い、就労が確認できたら送金を行います

※ 令和3年度に限り、令和3年4月から令和3年10月の間に既に就労を開始している方についても対象となります(申請期限:令和4年3月31日)
なお、申請には上記同様求職登録が必要となりますので、申請時に行ってください

申請に必要な書類

- ・障害福祉分野就職支援金貸付申請書
- ・研修修了証の写し
- ・身上調書
- ・求職登録を行ったことを証する書類
- ・住民票
- ・個人情報取扱同意書
- ・障害福祉分野就職支援金利用計画書
- ・連帯保証人についての書類

※申請書類は群馬県社会福祉協議会のホームページにも掲載しています。

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉人材センター
〒371-8525 前橋市新前橋町13-12
群馬県社会福祉総合センター6階
TEL: 027-226-5411 / FAX: 027-255-6040

※ 利用条件等詳細については、上記お問い合わせ先にご確認ください。